

浜松市国民健康保険高額療養費貸付けに関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例（昭和52年浜松市条例第10号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき高額療養費貸付けについて必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 条例第3条第1号に規定する対象者は、次の各号に該当するものとする。

(1) 被保険者の療養に要する費用が高額で医療機関等への支払いが困難であること。

(2) 国民健康保険料を特別な事情がないにもかかわらず、滞納していないこと。

(貸付けの申請)

第3条 高額療養費の貸付けを受けようとする者は、高額療養費貸付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 同一の月に同一の病院・診療所又は薬局その他の者について受けた療養に係る診療報酬支払請求書の写し及びこの請求書のうち、貸付対象部分以外の額の領収書の写。

(2) 被保険者証

(3) その他市長が必要と認めるもの

(貸付けの決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により貸付けを決定したときは、高額療養費貸付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第5条 前条第1項の規定による貸付けが決定された者は、高額療養費借用証書（第3号様式）を提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する借用証書の提出があったときに貸付金を貸付けるものとする。

(貸付金額)

第7条 貸付金は条例第4条第1号の規定による額で千円未満は切り捨て、千円単位とする。

(貸付金の償還)

第8条 貸付金は高額療養費支給の際に一括払により償還しなければならない。

(氏名等の変更)

第9条 貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が氏名若しくは住所を変

更したとき又は世帯主変更したときは、速やかに高額療養費借受人氏名（住所）変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（繰上償還）

第10条 条例第7条の規定により繰上償還させる場合には、市長は、高額療養費貸付返還通知書（第5号様式）により、貸付年月日にさかのぼり、返還金の納入の日までの期間について年7.3パーセントの利息を徴収するものとする。

（貸付金の返還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の返還を完了したときは、高額療養費借用証書を借受人に遅滞なく返還するものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例施行取扱要綱第2条第3号及び第3条の規定は、昭和54年4月1日以後の診療に係る資金の貸付けから適用し、同日前の診療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第7条の規定は、平成8年4月1日以後の診療に係る資金の貸付けから適用し、同日前の診療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例施行取扱要綱の様式のうち、高額療養費貸付申請書（第1号様式）は、平成13年1月以降の診療に係る資金の貸付けから適用し、同日前の診療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例施行取扱要綱の様式

のうち、高額療養費貸付申請書（第1号様式）は、平成14年10月以降の診療に係る資金の貸付けから適用し、同日前の診療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例施行取扱要綱の様式のうち、高額療養費貸付申請書（第1号様式）及び高額療養費借用証書（第3号様式）は、平成31年4月以降の診療に係る資金の貸付けから適用し、同日前の診療に係る資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第1号様式

高額療養費貸付申請書

受付年月日 受付番号	年 月 日 (第 号)	貸付決定年月日 貸付決定番号	年 月 日 (第 号)
被保険者証記号番号		世帯主	
受診者		世帯主との続柄	
傷病名			
療養を受けた病院 診療所・薬局等の 所在地及び名称	所在地 名 称		
の病院等で診療 を受けた期間	年 月 日 日 日間		
貸付申請額	円		
<p>浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例及び浜松市国民健康保険高額療養費貸付けに関する事務取扱要綱に基づき上記のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 浜松市長</p> <p style="text-align: center;">(〒 -)</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

第2号様式

浜 第 号 年 月 日		
様		
浜 松 市 長 印		
承 認 高額療養費貸付()決定通知書 不承認		
年 月 日付けで申請のあった国民健康保険高額療養費貸付については、 次のとおり決定したので通知します。		
受 診 者	住 所	
	氏 名	
	被保険者証記号番号	
貸 付 決 定 額	診療年月及び 医療機関名	年 月
	貸付承認及び 決定番号	決定番号 承 認 (号) ・ 不 承 認
	貸付決定年月日	年 月 日
	貸付決定額	
	貸付不承認の 場合の理由	

第3号様式

高額療養費借用証書

- 1 借用金額 金 円也
- 2 利息 無利子
- 3 借用期間 高額療養費の支給日までとする。
- 4 償還方法 一括償還
- 5 約定事項

(1) 貸付金については、療養を受けた次の医療機関に、口座振替により直接支払うことにより借受額を受領したこととする。

振込先医療機関

所在地

名称

代表者名

(2) 借り受けた金額の償還については、高額療養費の支給を受けたとき直ちに償還します。ただし、不足を生じた場合は、請求により支払います。

(3) 借受人が氏名若しくは住所に変更を生じたとき又は死亡したときは、速やかに高額療養費借受人氏名(住所)変更届を市長に提出します。

浜松市国民健康保険高額療養費貸付基金に関する条例の規定を遵守し、約定事項を確約のうえ、上記のとおり借用いたします。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

借受人住所

(世帯主)氏名

受診者名

印

決定番号	第 号	決定年月日	年 月 日
------	-----	-------	-------

捨
印

第4号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

届 出 住 所
氏 名 印

高額療養費借受人氏名(住所)変更届

高額療養費借受人の氏名(住所)を変更したいので、浜松市国民健康保険高額療養費に関する事務取扱要綱第9条の規程に基づき、次のとおりお届けします。

記

貸付決定番号				被保険者証記号番号			
住所変更の場合	借受人	変更前住所					
		変更後住所					
		氏 名					
	変更年月日		年 月 日				
借受人の変更	旧借受人	住 所					
		氏 名					
	新借受人	住 所					
		氏 名					
	変更年月日		年 月 日				
変更理由							

第5号様式

(貸付決定番号 第 号)

年 月 日

様

浜 松 市 長

印

高額療養費貸付金返還通知書

年 月 日付け貸付けした高額療養費貸付金の返還については下記のとおりですので、別紙の納入通知書により納付期限までに納入してください。なお、指定の納付期限までに納入しない場合は、納付期限の翌日から納入の日までの期間について、当該返還を要する金額に年利7.3パーセントの割合で計算した額の日割額を延滞利子として別途徴収することとなります。

記

貸 付 金 額	円
返 還 金 額	円
未 返 還 額	円
不正行為当により貸付を受けたための貸付利子	円
貸 付 金 の 納 付 期 限	年 月 日